

議案第 22 号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 11 年 3 月 11 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 11 年 3 月 24 日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例（昭和 63 年三朝町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住宅を有する者」の次に「及び下水道処理区域以外の区域において住宅に個別合併処理浄化槽を設置する者」を加える。

第 1 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 下水道 下水道条例第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、集落排水条例第 3 条第 2 号に規定する処理施設及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、各戸ごとにし尿と併せて雑排水を処理する個別合併処理浄化槽をいう。

第 2 条中「5,000 万円」を「7,000 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。